

# 社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 表彰規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉事業に功労のあったもの、並びに社会福祉活動が優秀な地区、団体及び社会福祉活動に協力援助したものに対し、これを表彰し、また感謝の意を表することにより南アルプス市社会福祉の向上進展に資することを目的とする。

## (顕彰の方法)

第2条 表彰または感謝は、社会福祉協議会（以下社協という）が行う福祉大会で行う。ただし、特別の場合はその都度行うことができる。

## (表 彰)

第3条 表彰の対象となるものは、次の各号に定めたものとする。

- (1) 民間社会福祉施設団体の役職員として12年（県内）以上在職し、その功績顕著である者
  - (2) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会役員並びに評議員で、9年以上在職し、その功績顕著である者
  - (3) 社会福祉活動及び介護等が永年にわたり、特に優秀で、他の模範となる地区、団体及び個人
  - (4) その他、会長が功労顕著であると認めた者
- 2 前項に該当するもののうち、すでに社会福祉功労者として国、県、並びに本会の表彰を受けた者は除くものとする。

## (感 謝)

第4条 感謝の意を表する対象となる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本会に対し、金品の寄付、或は労力の提供等により貢献された者
- (2) その他、会長が認めた者

## (推 薦)

第5条 社会福祉事業施設、団体並びに関係組織の長に対し、この規程で定める表彰または感謝の対象となるものを、様式1により、推薦を要請するものとする。

## (対象者の決定)

第6条 表彰または感謝を表する対象者の決定は、会長が行なう。

## 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

一部改正 平成16年11月1日

一部改正 平成17年11月1日

## 内 規

第3条の(1)は新規のみとする。

第3条の(3)の永年とは、概ね10年以上とする。

第4条の金品の額は20万円以上とする。